

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
定 款

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

〒104-0031 東京都中央区京橋 1 丁目 12 番 5 号 京橋 YS ビル4F

TEL (03)-3566-8200

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（以下「連盟」という。）と称し、英文では Japan Cable and Telecommunications Association（略称 J C T A）という。

(事務所)

第2条 連盟は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 連盟は、有線テレビジョン放送（以下「ケーブルテレビ」という。）の社会的使命にかんがみ、ケーブルテレビ事業（ケーブルテレビに関する事業を含む。以下同じ。）を行う者（以下「ケーブルテレビ事業者」という。）の相互の啓発と協調によりケーブルテレビ倫理の向上を図るとともに、ケーブルテレビ事業者共通の問題を処理し及びケーブルテレビ事業の開発を行うことによりケーブルテレビの健全な発達普及を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ケーブルテレビ倫理の確立とその高揚のための研究、研修、普及促進及び指導
- (2) 会員相互の連絡と共通問題の処理
- (3) ケーブルテレビ事業の経営に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する調査、実験、研究及び開発
- (4) ケーブルテレビ自主放送に関する調査、研究及び開発
- (5) ケーブルテレビ自主放送の用に供した録音物又は録画物の記録・収集及び保存
- (6) ケーブルテレビ事業に関する諸問題に関し、関係機関との連絡及び折衝
- (7) ケーブルテレビ事業に関する啓発、宣伝及び情報の収集並びに機関紙の発行
- (8) ケーブルテレビ事業従事者の教育、訓練及び研修
- (9) ケーブルテレビ関係者の福祉、親睦及び融和
- (10) ケーブルテレビ事業者の電気通信事業に関する調査、研究及び情報提供
- (11) ケーブルテレビ事業者が地上デジタル放送等を行うための、放送視聴制御用の I C カード（以下「C A S カード」という。）及び L S I（以下「A C A S チップ」という。）の運営・管理、並びに地上デジタル放送ネットワークでのケーブルテレビ自主

放送を行うための放送視聴制御（C A S）を活用したコンテンツ権利保護（RMP）
に関わる事項の運営・管理

（１２）前号に掲げるC A Sカード又はA C A Sチップ等の普及・発展を目的とする
事業

（１３）知的財産権の権利処理に係る管理業務

（１４）ケーブルテレビ事業者が利用する視聴ログ・S T B端末管理システム（Auto
Configuration Server、以下「A C S」という。）の運営・管理

（１５）その他連盟の目的を達成するために必要な事業

２ 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第３章 会員

（構成員）

第５条 連盟に次の会員を置く。

（１）正会員：連盟の目的に賛同して入会したケーブルテレビ事業を行う、若しくは行う
予定のある個人又は団体

（２）賛助会員：連盟の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会したケーブルテレ
ビ事業に関係する個人又は団体

２ 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第６条 連盟の会員になろうとする者は、所定の入会申込書により、申し込みをし、
理事会の承認を受けなければならない。

（会員である事業者の代表者）

第７条 会員は代表する者１名を定め、連盟に届け出なければならない。これを変更すると
きも同様とする。

（経費等の負担）

第８条 連盟の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、
会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

２ 会費に関するその他必要な事項は、総会が定める会費細則による。

３ 会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金はこれを返還しない。

４ ケーブルテレビ事業者がC A Sカード又はA C A Sチップ、A C Sを利用する場合等、
連盟の行う事業を利用する場合は、理事会において別に定めるそれぞれの利用規程等に

従うものとする。

(任意退会)

第9条 会員は所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名等)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その会員に対し総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において弁明の機会を与えたうえで、本定款第18条第2項に定める決議により、その会員を除名することができる。

- (1) 連盟の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 連盟の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) ケーブルテレビ事業を廃止したとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。
- (4) 6ヶ月以上にわたり会費等を滞納し、理事会がその資格の喪失を相当と認めたとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

2 会員が会員資格を喪失したときは、連盟に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成し、総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名

- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- 3 総会の招集通知は、会日より1週間前までに各正会員に対して発するものとする。書面による通知に代えて、法令で定めるところにより、正会員の承諾を経て、電磁的方法により通知を発することができる。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができるとするときは、会日より2週間前までにその通知を発しなければならない。
- 4 前項にかかわらず、総会は、正会員全員の同意があるときには、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続きを経ずして開催することができる。
- 5 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第18条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数を持ってこれを行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することができる。

(議決権の代理行使及び書面等による議決権の行使)

- 第19条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を連盟に提出しなければならない。
- 2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。
- 3 書面若しくは電磁的方法により議決権を行使する場合は、当該正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の日の前日までに当該記載をした議決権行使書面を本連盟に提出若しくは提供しなければならない。
- 4 第1項及び第3項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(総会の決議等の省略)

- 第20条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
- 2 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長と出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人1人以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設置等)

第22条 連盟に、次の役員を置く。

(1) 理事 30名以上40名以内

(2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち、1名を会長、1名を副会長、1名を理事長、1名を専務理事とする。また、7名以内を副理事長、3名以内を常務理事とすることができる。
- 3 前項の会長及び理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、総会において正会員（団体にあってはその事業者を代表する者）の中から選任する。ただし、総会が特に必要と認めた場合、正会員以外のものから選任することができる。

- 2 会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 4 各理事について、当該理事とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、連盟の職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、連盟を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐する。
- 4 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、連盟を代表し、その業務を執行するとともに、事務局を統括する。
- 5 副理事長は、理事長を補佐する。
- 6 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、連盟の業務を分担執行する。
- 7 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、連盟の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

- 2 前項の規定により解任する場合は、当該理事及び監事にあらかじめ通知するとともに、解任決議を行う総会において、当該理事及び監事に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 連盟に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 連盟の業務執行の決定

(2) 総会の日時、場所及び目的である事項の決定

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(5) その他法令又は定款で定められた事項

(招集)

第31条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び監事に対して招集の通知を発するものとする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故若しくは支障があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集手続きを経ずしてこれを開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを省略することができる。

4 前項の規定は、第24条第7項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事（会長、理事長）及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第36条 連盟の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第37条 連盟の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

- 第38条 連盟は、会員その他のものに対して、剰余金の分配をすることができないものとする。

第8章 顧問及び参与

(顧問)

- 第39条 連盟に、若干名の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、連盟功労者、学識経験者等のうちから理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、連盟の運営に関する基本事項について理事長の諮問に応ずるものとし、その任期および報酬は理事長が別に定める。

(参与)

- 第40条 連盟に、若干名の参与を置くことができる。

- 2 参与は、学識経験者のうちから理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 3 参与は、連盟の業務遂行に関する専門事項について理事長の諮問に応ずるものとし、その任期及び報酬は理事長が別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 連盟は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 連盟が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告)

第44条 連盟の公告は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(委員会)

第45条 連盟は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会には、理事会において選任する委員若干名を置き、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第46条 連盟に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議に基づいて理事長が委嘱し、職員は、理事長がこれを任免する。

4 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(実施細則)

第47条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 改正条文第4条、第46条、第47条、第48条は、平成27年6月16日より適用する。
- 4 改正条文第15条、第22条、第23条、第24条、第30条、第31条、第34条は、平成28年6月14日より適用する。
- 5 改正条文第4条、第8条、第22条、第33条は、平成29年6月14日より適用する。
- 6 改正条文第4条、第8条は、平成30年6月13日より適用する。
- 7 改正条文第8条4項は、2019年6月12日より適用する。
- 8 この定款の変更は、2025年6月13日より適用する。

以上